

平成十六年十二月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日(金曜日)から平成十七年四月二十五日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年四月二十五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第六百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキ牟礼店 木田郡牟礼町大字牟礼字下窪九八八番一ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 ホームセンターバルサンコー牟礼店

変更後 ダイキ牟礼店

4 変更年月日

平成十六年十二月十日

5 変更する理由

営業権が譲渡されたことによる大規模小売店舗の名称の変更のため

二 届出年月日

平成十六年十二月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日(金曜日)から平成十七年四月二十五日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年四月二十五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第六百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仲南町土地改良区の定款の変更を平成十六年十二月十三日認可した。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、仲南町土地改良区及び中山土地改良区が合併し、仲南町土地改良区は存続することについて、平成十六年十二月十三日認可した。

なお、合併前の中山土地改良区は、合併により解散する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、奥谷地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）奥谷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾南町経済課において平成十七年一月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、綾歌町の土地改良事業（農村振興総合整備統補助事業（区画整理事業）栗熊地区（中村団地））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十七年一月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百二十一号

次の建設業者について、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分をした年月日

平成十六年十二月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社ライムハウス	高松市浜ノ町三八番一三三号	辻 弘司	香川県知事許可（般）一四）第六五二二号
有限会社大至工業	高松市新田町岡山一一番地六	大森 太	香川県知事許可（般）一三）第六一三九号
株式会社ヤマシタ エンジニアリング	高松市由良町三五六番地九	山下 隆治	香川県知事許可（般）一三）第五八八八号
有限会社福谷畳製作所	高松市西山崎町一〇〇番地一	矢野 実	香川県知事許可（般）一三）第三七九〇号
末澤建設株式会社	高松市木太町二一九二番地	末澤 貴博	香川県知事許可（般）一三）第五七〇三号
大亀建設株式会社	高松市西植田町七〇〇番地一	赤松 一憲	香川県知事許可（特）一三）第一九九九号
有限会社佐々組	高松市木太町二二三〇番地一	佐々 栄二	香川県知事許可（般）一三）第六一二二二号
日本グリーンシス	高松市成合町南川原一	宮内 義一郎	香川県知事許可（般）一三）